

昭和三十年六月十日受領
答 弁 第 九 号

(質問の 九)

内閣衆質第九号

昭和三十年六月十日

内閣総理大臣 鳩山一郎

衆議院議長 益谷秀次殿

衆議院議員田中武夫君提出正当な労働組合活動に対する警察官の監視、干渉行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中武夫君提出正当な労働組合活動に対する警察官の監視、干渉行為に

関する質問に対する答弁書

一 警視庁警備課勤務の佐藤巡査部長は、特別の目的があつて組合大会に入場したのではなく、単に参考のため傍聴せんとしたものである。

二 警視庁警備課長は、同部長に対して、長野県警察本部に出張を命令したが、本件組合大会の傍聴を命令していない。

三 警察としては、正当な組合運動を監視し、これに干渉する意図はない。万一不当な監視、干渉にわたる行為があれば是正せしめるに必要な措置を講ずる。

右答弁する。